

指導主事教科別連絡協議會記録

— 幼 児 教 育 班 —

菊 地 ふ じ の
村 田 修 子

昭和二十八年十月二十七日附をもつて、指導主事教科別連絡協議會開催のことが、文部省初等中等教育局長緒方信一氏より案内されていた。宛て先は、都道府県教育委員会指導主事担当部課長、国立大学教員養成学部部長、国立大学附属学校長宛て。

会 場 お茶の水女子大学

日 時 昭和二十九年一月二十五・二十六・二十七日

分科会 第一分科会（指導一般）

第二分科会（教科外活動又は特別教育活動）

第三分科会（へき地教育）

第四分科会（特殊教育）

第五分科会（幼児教育）

第五分科会 幼児教育班

幼児教育班への参加者は都道府県の幼児教育担当の指導主事、国立大学幼稚園教員の養成に當っている教授、同じく国立大学附属幼

稚園の園長及び教諭などこの他オブザーバーとして東京都内の公立幼稚園長、教諭、国立大学教授など、凡そ四十名。何れも斯道に深い関心と長い経験を持っている人々で、終始熱心に討議がつづけられた。

◇日 程 案◇

第一日（二十五日）

午後一三・〇〇時 連絡事項

一三・一五 司会者、記録者、報告会報告者の選定

一三・二五 自己紹介

一三・四〇 運営方法協議

一四・〇〇 休けい（出席者持参の資料提出及び配布）

一四一〇〜一六・〇〇 「指導結果の評価」の協議

第二日（二十六日）

九・〇〇 前日協議結果のまとめ

九・三〇～一二・〇〇 「幼稚園の環境構成」の協議及び

まとめ

一三・〇〇～一六・〇〇 「幼稚園教育の目標」協議

第三日(二十七日)

九・〇〇～一〇・二〇 現状報告(各都道府県毎)及び幼稚園

園の諸問題についての質疑応答

一、協議題

(1) 幼稚園の指導結果の評価には、どんな助言が必要か。

文部省から幼児指導要録の様式の参考が示されてから三年を経た。その間各都道府県ではどんな研究が行われたか。現在までに主としてどんな助言をしたか。また今後どんな助言をする必要があるかと思うか、さらに指導助言をするに当ってどんな困難点があった等について協議する。

(2) 幼稚園の環境構成に、どんな指導助言が必要か。幼稚園では環境が大事であるといわれるが、教育効果をあげるために現在までに環境構成についてどんな助言をしてきたか、また今後どんな助言をする必要があるか、さらに指導助言をするに当ってどんな困難点があったか等について協議する。

なお、今回は幼稚園全体及び保育室を中心として行方。

二、諮問事項

幼稚園教育の目標

「幼稚園教育要領」に掲げる幼稚園教育の目標(原案)について意見をきく。

三、現状報告

幼稚園の普及、内容研究等について各地の現状を話し合う。

〔備考〕参加者は、次の資料を持参すること。

(1) 協議題、現状報告について参考となる資料四十部

(2) 各都道府県で幼稚園を設置する場合の幼稚園基準五部

「幼児指導要録」についての討議

文部省より様式が示されて三年目を迎えた指導要録について、取扱ってみた上での批判及び各地で研究したことについて色々の話し合いが行われた。協議された主なことからは、

「法的なもの」 ○要録は今迄子供が上級にすすむにつれて最終学期まで連絡して送られるきまりであったが、改正されて次の段階まで(幼稚園からは小学校)でよいことになった。

○保存は十年以上とあったのが十年間となった。

「一般的研究討議」 徳島県より研究し改正したものについての説明があった。たとえば大きさとか。一面を色々の記録とし、裏面を評価の頁とし、まんなかで二つに折らず一枚のものとした。というような形式上のことや、三年間の記入の欄を二年間とし、出欠の状況は毎月記入するようにした等々大変参考になることが明らかであった。

評価の欄も色々細かい事があるが、特に「指導を要する行動欄」があることである。

ひきつづき東京都から、今迄あげられたことや、これによって予

供の全体のことから分るように色々の記録が記入出来るようにしたことや、忙しい先生方が、記録の記入が少しでも楽に出来るように○でかこむようにした。こと等について説明があった。

評価の欄では、「身体の状況」のところは○をつけるのでなく、簡単に言葉で表現し十分分るようにした。その他「運動能力」の欄を設け走・跳・投・懸垂について強・普通・弱の評価をする。又一番幼稚園的でない感じをもつ仕事の習慣という項目については、長いこと論議したらえ、幼稚園の生活は、個人生活・社会生活と両面が考えられることから「生活態度」という項目の中に包括した。ということ、これについては、「それでよし」とする意見、「仕事という狭いものにとり易い」等色々論議が行われた。その他、大きい各項目の終りに備考欄を設け、適当に記入出来るゆとりをもたせた。等以上の事等について説明話合いが行われた。

次に大阪からも細かく説明があったが、異るところをあげると、二年間記入することにし学期末ごとに記入するようになった。備考欄を大きい項目についてでなく、細かい一つ一つについてその横に設けた。

「自然」という欄だけが大人の感じを持つので「観察」ということにした。その他細かい項目につき語句の訂正、増補さく除の項目をあげ説明があつて第一日目を終つた。

第二日目「教育目標の検討」にひきつづき「指導要録の記入の項目の検討」をすることになり、それぞれの経験、研究から話し合いが行われた。

第一面では、入学した学校が分り後々の役に立つようにした。と

いうことや電話の欄を取り除いたこと、家庭欄に特記事項を設けたこと、身体発育の記録を加えたこと等があげられ、一つのものに、すべてが記載されたものであつた方がよい、という意見や、上級学校に送られても余りかえりみられないものならば、簡単なものでよいのではないか、という反対の意見が述べられた。

又記録のうち「標準検査の記録」のところは、する人により結果の差異というものが考えられるので、どういふ所で、どういふ資格の人がした、ということを入れた方がよい。という心理学者の意見が出た。

結局、まだわずか三年をすぎた、というたけのことから、やめた方がよい。というよりなことでもなく、これを更に続けて、更に研究していくべきである。という事になった。

「幼稚園教育の目標」の討議

この討議に先き立って、文部省玉越事務官の文部省の意図並びに内容について大要左のような説明があった。

【意図】 幼稚園に於ては保育要領、小学校、中学校、高等学校に於ては学習指導要領（一般篇及び各教科別のもの）が、発行されてから六、七年を経過しその間、いろいろの問題が起り今やこれ等のものが再検討されるべき時がきています。

そこで、現在文部省としてはこれ等の指導要領を、一般篇と各教科のことを一冊にまとめ、幼稚園から高等学校までを一貫した主旨で編纂し、新たな学習指導要領として出す予定で、現在着手進行中であります。

幼稚園のものは、「幼稚園教育要領」と称し、これは国家が示す幼稚園教育内容の基準であつて、従来の保育要領に代つて、これからの幼稚園教育の指針となるものであります。

皆さんのお手許にお配りしてある「幼稚園の教育目標」は、この「幼稚園教育要領」に掲げるものの文部省案であります。どうか充分に御協議御検討下さいまして忌憚のない御意見をおっしゃって頂きたいと思ひます。

尚、これまで幼稚園の教育に必要とされてきた心理的な発達論とか、生活環境論とか、或は音楽リズムの指導書といつたようなものは、すべてこの「幼稚園教育要領」からは脱落し指導書の方にまわされる事になります。

〔内容〕次にこの学習指導要領の内容について述べましょう。

学習指導要領は学校の各段階に於ての教育内容の基準を示すものであります。それぞれの指導書というものが別に出版される事になります。他はすべてこの指導書にまわす事になります。内容として盛られるものの現在到着している線は次のようなものであります。

一、教育の一般目標

二、各学校段階の教育目標（幼稚園は幼稚園の教育目標、小学校は小学校の、中学校は中学校の教育目標の意）

三、小学校、中学校、高等学校は各教科の教育目標（幼稚園には

この項はあてはまらない）

四、小、中、高の各教科学年毎の教育目標

五、教科外活動の教育目標

六、各教科並に各教科以外の指導時間配当 — 各年各科の「幼稚園は年間二〇〇日、一日四時間といつた線など

七、各教科の主な内容

八、指導に関する主な概略

九、教育委員会や学校などで留意すべき一般事項

幼稚園の教育目標（文部省原案）

学校教育法第七十八条の幼稚園の目標や教育の一般目標に照して幼稚園の教育目標を (一)健康で安全な生活 (二)楽しいきまりよい集団生活 (三)環境に対する理解や興味 (四)ことばや絵や数などに対する理解や興味 (五)楽しい美しい表現に分けて考えてみると、次のことがあげられる。

これらはすべて、幼児が常にそれを目ざして経験を積む事からである。

(一) 健康で安全な生活についての目標

(1) 清潔、食事、衣服などについてのよい習慣が身につくようになる。

(2) 運動や動作がよくできて、調和のとれた身体になる。

(3) 病気になるないように、よく気をつけるようになる。

(4) 危険から、安全に身体が守れるようになる。

(二) 楽しいきまりよい集団生活についての目標

(1) 身のまわりの始末が、ひとりりでできるようになる。

(2) 物をたいせつにすることができるようになる。

(3) よいこととわるいこととの区別がわかり、物事が公正にでき

るようになる。

- (4) 約束や時刻が守れるようになる。
 - (5) すすんでしごとをするようになる。
 - (6) しごとの順序が守れ、くふうするようになる。
 - (7) 喜んで仲間に入れるようになる。
 - (8) 自分の役割が果せるようになる。
 - (9) ひとに親切にすることができるようになる。
 - (10) ひとに協力できるようになる。
- (㉑) 環境に対する理解や興味についての目標
- (1) 身近かな社会のできごとや人々のすることを注意してみるようになる。
 - (2) 身近かな自然界の事物や現象に興味を持ち、注意してみるようになる。
 - (3) 生物を可愛がり、小鳥、虫、草花などを世話するようになる。
 - (4) 道具や機械などが役立っていることに気づくようになる。
- (㉒) ことばや絵や数などに対する理解や興味についての目標
- (1) かんたんなことばが理解でき、正しく使えるようになる。
 - (2) あいさつや自分の名前などがいえるようになる。
 - (3) 相手にわかるように、はっきりと話せるようになる。
 - (4) ひとの話が聞けるようになる。
 - (5) 絵本などをみて、その内容が理解できるようになる。
 - (6) 童話に興味を持ち、かんたんな筋のものはひとに話せるようになる。
 - (7) かんたんな数・量や貨幣の価値などが理解できるようになる。

(㉓) 楽しい美しい表現についての目標

- (1) 歌ったり、動きのリズムをすることに興味を持つようになる。
- (2) 絵をかいたり、物をつくったりすることに興味を持つようになる。
- (3) かんたんな音や色・模様・形などがわかるようになる。
- (4) 簡易楽器、クレヨン、鉄などの使い方がわかるようになる。
- (5) 音楽や絵などのよしあしに気づくようになる。
- (6) 自分の考えや気持を、音楽や絵などにあらわすことに興味を持つようになる。

〔討 議〕

この幼稚園の教育目標の原案に対して

○幼児期の特質として情緒的なものももっと盛られていて欲しい。

○幼児期は性格形成の時期であるのに、これを読んでみると、末梢的といつては悪いが、そういった枝葉の細かいことを、いかにも教え込む、注入するという感じに受けとれるが、もっと大きな項目を出せないものだろうか。

○学校教育法第七十八条の幼稚園の目標や指導要録などに拘束されないで、幼稚園独自の目標を掲げてはどうだろうか。

など熱心な討議がつづけられたが、之に対し玉越事務官から、皆さんの御意見はよくわかります。私もそう考えるのですが、幼稚園の内にいる人にはそういうことが理解して貰えるのですが、幼稚園外の人には、法令に添う線で出すとか、上へのつながりに於て出すというふうでないと理解して貰えない。幼稚園ってそん

なものか。それでは何も大したことをしていないんじゃないか、といったふうに扱われて、いろいろのことをすずめていく上に非常に困難である。そこで、こういった外部からの理解を得られるようにということも勘案して以上のような案を立てた次第であります。

なおこの目標については皆さんがそれぞれ帰られて、教育委員会に於て一層吟味検討され、その結果を二月末日までに、文部省に送って頂きたい。各地から寄せられたそれらの案を反映して最後のものを決めたいと思います。

現 状 報 告

指導要録についての協議、幼稚園の教育目標についての検討に充
分な論議が行われたので、何分にも時間に余裕なく、この現状報告
は第二日夜のフレール館講堂に於ける懇親会の席上で、国立豊学
校の現状や、座談会に各地の状況を伺ったに過ぎなかった。

幼稚園の環境構成

大阪市の指導主事清水桔梗先生の、施設の面に於ての環境構成、
並に先生の配慮による環境構成の実施のお話があった。先生の配慮
による環境構成の面では、

- 保育室の拡充
- 教科別保育室
- 青空保育室

などについての実施報告があり、中でも教科別保育室の実施につい

ては、岡山県も同様の実施経験を持って居られるところから、いろ
いろの質問があり、結局これの実際については、

興味中心に流れ過ぎはしないか

二、三年保育幼児には無理ではないか

自分の部屋、自分の先生という幼児集団の特質の点から、問題点
がありはしないか。

この方法の実施に当っては、一園の幼児数が問題ではないか。
などの話し合いがあって、第二日は閉会となった。

幼稚園最近の問題

第三日(二十七日)の午前、玉越事務官より、幼稚園最近の問題
として、次の項についてお話があった。これ等の或るものは「文部
省からのお知らせ」であり、お願であり、又相談でもあるのです」と
のことであった。

一、教育制度

(1) 学校教育法施行規則

昭和二十八年十一月の改正で変わったことは、幼稚園の設置に際し
て幼稚園の備えなければならないものとして、公地公舎と並べて保
健室を備えることになった。学校医、歯科医をおくことが施行規則
にのつたこと。

(2) 幼稚園基準

学校教育法第七條六号に「保育要領」の基準に依る、とあるのを
「幼稚園教育要領」の基準に依ると変ったこと。

二、教育内容

(1) 幼稚園教育要領

幼稚園教育要領については前述したのでここでは略す。

(2) 実験幼稚園

実験幼稚園として昨年より竹早学芸大学の附属幼稚園を指定したこと。今年も五月の末にこの報告会が行われる。

三、施設設備

(1) 施設費国庫補助

二十八年年度より建築費補助を国庫から出すようになった。二十九年年度は五〇〇万円受ける予定であるから申請するように願いたい。一県に二校の予定であるから、申請すれば必ず補助を受けられるとはいえないけれども、申請しなければ補助は受けられない。

(2) 設備費国庫補助

二十八年年度から取れた。二十九年年度も二十八年年度同様四五〇万円受けられる予定である。増設、新設何れの場合でも受けられる。これも各府県からの申請をまつ。

(3) 公共学校施設費国庫負担法

二十八年八月法令が通過した。災害や戦災によるものの復旧費の国庫負担が法律上認められたわけで、既に措置をうけているところもある。これも各府県からの申請をまつ。

四、教職員

(1) 教育職員免許法

全体的に改正の機運にあるが、決定的な線としてきまつたことは、教諭は一級と二級との二種だけになること。

仮免や臨免は将来なくなる。但し五ヶ年間は認められることにな

っているから、この間に所要単位を取って二級に進むことである。校長免許状もなくなる。認用令によって、資格審査で決定せられることになる。

幼稚園教員養成機関は二カ年が原則になる。但し当分の間は一年又は二年の文部大臣指定のを臨時に認めることになっている。

検定制度も小、うち、高校の教諭はできることになったが、予算の都合で幼稚園ははずされた。

(2) 私立学校教職員共済組合法

私立学校教職員共済組合法が二十九年一月一日から実施されることになり、私立学校の教職員も病気の場合療養費が貰えるようになった。掛金は一カ月千分の百二十で、うち、半額は各自負担、半額は設立者が負担することになった。

(3) 研究会

二十九年年度は、小学校の研究会に三回入れて貰った。今年是指導者だけの集会になる予定で、全国で三カ所、一会場三十人の予定現状からして、一会場三十人という枠よりも、一会場に二〇〇人程度の二会場位は開設したいものと目下研究中有である。

五、教育白書

我国教育の現状を訴えたもので、入口でお配りした紙片は、ほんのちらしである。まだ出来ていないが近く有料配布の予定であるから、申込んで頂きたい。尙各都道府県でも、その教育施設、設備内容、財成など、教育の現状を作製して、文部省宛て送って頂きたい。